



調査員証

## 国勢調査を語った「サギ」にご用心

世間ではオレオレ詐欺や振り込み詐欺など悪質な詐欺事件が横行しています。詐欺を行なう業者はなんらかの方法で相手方の個人情報入手し、それをもとに詐欺をはたらくという手段を用いています。

今回の国勢調査でもそのような詐欺が現れることが不安視されてますので、住民の皆さんもお気をつけください。

皆さんの自宅を訪問する調査員は調査員の証である「調査員証」(上図参照)を身につけることが義務づけられています。不安な場合は遠慮なく調査員証の提示を求め身分を確認した上で調査へのご協力をお願いします。

また、電話や手紙で照会させていただく場合もありますが、不安な場合は、相手先をしっかりと確かめ(場合によっては電話を掛けなおすなど)自己防衛に努めてください。

- ・個人宛の電話での照会は東川町役場、地区の指導員・調査員からしか行きません。(国、北海道などを語って電話がきた場合は要注意)役場の電話番号82-2111が言えるか確認するなど防衛できます。
- ・長期不在者など一部例外を除き、手紙を用いた調査はいたしません。首都圏や札幌などから国勢調査に関する手紙がきても回答しないようにお願いします。

調査終了後、地区を限定した北海道主催による事後調査が行われる場合があります。



### 国勢調査にご協力を


東川町国勢調査指導員 三原 真琴

近年、個人情報に対する認識がたいへんシビアなものになっています。そのこと自体は私たち住民の意識が向上していることの証であり歓迎すべきことですが、国勢調査においては調査協力を得るためのハードルが一つあがったと認識しています。

また、今回の国勢調査は町の人口増加対策として行っているアパート補助制度や、イーストタウンなど新規の宅地造成政策が行われたなかでの最初の調査となります。

市街地では勤務時間の変化やアパートなどの増加にもない昼間の訪問では調査票を渡すことができないため夕刻以降の訪問が中心にならざるを得ないというふうにご協力をお願いします。

地方交付税に反映する町の人口をいかに正確に捉えるかが今回の私たちテーマです。国勢調査指導員・調査員一同、厳しい法律のもと秘密の保持を堅く守り、調査に臨みたいと思っておりますので訪問の際は皆様のご理解・ご協力を願います。



書けばそれほど難しくない調査の内容  
国勢調査で皆さんに質問する事項は表1のとおりです。  
大きく分けて世帯員一人ひとりに関する項目と世帯に関する項目の2分野の質問をさせていただくことになっています。

普段なじみの薄い住居の面積など、なんらかの資料を引き出し確認しなければならぬ質問事項もありますが、ほとんどは調べなくても答えられる簡単な内容ばかりとなっています。

福祉政策、雇用政策、住宅政策

不在の場合はご連絡を  
昔と比べ仕事の時間に昼夜の境がなくなっている現代です。  
調査票の回収は紛失を防ぐため直接手渡し、直接回収となっていますが、時間等が合わなく不在の場合は調査員からの連絡メモをポストなどに入れていただくとことになっています。

など私たちの生活に密着した政策を考えるうえで重要な設問です。  
仕事などでたいへんお忙しいとは思われますがめんどくさがらず記載をお願いします。

国勢調査のメモや調査票が郵便受けに入っていた場合は、お手数でもメモに書かれた連絡先までご連絡をお願いします。

国勢調査は日本の明日を作る基礎資料です。調査票に記載し日本の住民としてカウントすることで日本の未来の創造にご協力をお願いします。

国勢調査に関するお問い合わせは東川町国勢調査実施本部(企画総務課地域自治推進室統計係)82-2111内線263まで

住民票の所在にかかわらず対象になります  
9月中旬以降各地区の国勢調査調査員がみなさんのご自宅を訪問することになりますが、調査の対象は次( )の例に該当する方すべてとなっています。

通常、東川町民として住民サービスを受けるためには住民登録(転入や出生届)をすることが必要です。しかし、国勢調査で注意しなければならぬのは、短期間しか滞在しないなどの理由で住民登録していない方でも要件を満たせば東川町の住民として記載しなければならぬことです。

平成12年の調査でも住民登録の人口が7,548人に対して国勢調査では7,671人と100人強の開きがでています。

また、外国人についても国籍にかかわらず調査の対象となります。東川町住民として国勢調査の対象になる人

10月1日現在、すでにそこに3カ月以上住んでいる人  
最近移り住んで3カ月以上住んでいないが10月1日の前後を通じて3カ月以上住む予定の人  
出張、旅行等で一時的に自宅を離れている人で10月1日の前後を通じて3カ月以上町内に住む予定の人  
住居を2つもついでいて週の中で行き来している人で、町内に寝泊りする日の方が多い人(工事現場の宿泊所など)  
町内の老人ホーム・グループホームに同居している人(ホームの住所で調査します)  
町内の診療所・介護老人保健施設に入所し、3カ月以上経過している人  
定まった住処をもち、10月1日現在町内に滞在していた人  
などです。(他にもいろいろないかが考えられます。詳細はお問い合わせください。)

### 平成17年国勢調査の調査項目


表1

今回は、下記17項目に関して調べます。

- 世帯員一人一人に関する項目
 

氏名	男女の別	出生の年月
世帯主との続柄	配偶の関係	国籍
就業状態	就業時間	
所属の事業所の名称及び事業の種類	仕事の種類	
従業上の地位	従業地又は通学地	
- 世帯に関する事項
 

世帯の種類	世帯員の数
住居の種類	住宅の床面積
住宅の建て方	



2005  
国勢調査がはじまります  
その2

住みよいまちづくりのためにわたしたちができること

いよいよ統計調査における5年に1度の大会イベント、国勢調査がはじまります。8月号では国勢調査の意義や、地方交付税と強い関係にある調査の結果についてお知らせしました。

今月号では調査の対象、調査内容についてお知らせいたします。



国勢調査に関する  
お問い合わせは  
東川町国勢調査実施本部  
(地域自治推進室広報聴係)  
☎82-2111(263)まで